四日市市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月２日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市条例第３８号

四日市市火災予防条例の一部を改正する条例

四日市市火災予防条例（昭和４８年四日市市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（液体燃料を使用する器具） 第２０条　（略） ２　（略） ３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。	（液体燃料を使用する器具） 第２０条　（略） ２　（略）
（固体燃料を使用する器具） 第２１条　（略） ２　（略） ３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。	（固体燃料を使用する器具） 第２１条　（略） ２　（略）
（気体燃料を使用する器具） 第２２条　（略） ２　（略）	（気体燃料を使用する器具） 第２２条　（略） ２　（略）

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第２０条第３項の規定を準用する。	
（電気を熱源とする器具） 第２３条　（略） ２　（略） ３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第２０条第３項の規定を準用する。	（電気を熱源とする器具） 第２３条　（略） ２　（略）

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（消防本部予防保安課）